

学校司書の研修制度の在り方

小野 真実

近年、学校図書館についての様々な制度改正や施策が展開されている。2014年には学校図書館法の一部改正によって、学校司書が法制化された。その附則において国及び地方公共団体は、「学校司書の資質の向上を図るために研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定された。そのため、学校司書の研修の充実が今後大きな課題となると考えられる。そうした中福島県は、2019年までに学校司書の配置率100%を目指し、研修にも力を入れ始めている。しかし、その実施状況については十分に明らかにされていない。そこで本研究は、福島県における学校司書の研修制度の現状について明らかにし、今後の学校司書の研修制度の在り方について考察することを目的とした。

研究方法は文献調査と訪問調査である。文献調査では、日本における学校司書に関する歴史や現状、福島県における学校司書の現状を明らかにした。訪問調査では、福島県で行われている学校司書の研修を主催している福島県教育庁や、実際に研修を計画、実行している教育事務所、実際に研修に参加した学校司書等を対象に行い、研修の実態を把握した。

文献調査の結果、学校司書には①学校図書館の「運営・管理」に関する専門性と、②児童生徒に対する「教育」に関する専門性が求められることが分かった。しかし、各自治体の学校司書の募集要項によると、学校司書の募集条件や勤務形態、重要視している役割等は一樣ではなく、採用後各学校司書が共通の専門性を習得できるような研修制度の整備が必要であることが示唆された。また、福島県の訪問調査の結果、学校図書館担当者への研修は「読書活動支援者育成事業（研修）」と、各市町村などで独自に開催されている研修の2つに大きく分けられた。研修の実施は、読書活動支援者育成事業では7地区の教育委員会がそれぞれ実施しているが、福島県教育庁が総括し各教育委員会も情報共有を行い、研修を企画しており、体系的な研修体制が整備されていた。研修には、学校司書以外の、司書教諭やボランティア等も参加できる。これらの研修参加者からは、研修が情報交換の場であることを評価する声が多くあった。反面、研修内容の形骸化等を指摘する参加者の声や参加者にとって有意義な内容の決定の困難さや広報活動の不足に言及している教育委員会の回答もあった。これらのことから、福島県の研修制度は、学校司書の研修を体系的に実施されており、学校司書の資質や能力の向上に概ね寄与しているといえる。しかし、その地区の現状や参加者からの要望をもとに、研修内容を吟味するための仕組み作りが課題となっている。

以上の結果から、今後の地方自治体における学校司書の研修制度は、県の研修の企画力を高めていくことが不可欠である。そのためには、県の研修担当者は、各市町村の実施状況の理解と参加者のフィードバックに関する情報を共有した上で、その研修の企画段階から市町村の担当者が関与できるような方法を確立していくことが重要になると考える。

(指導教員 平久江祐司)